

平成29年  
第1回  
定例会

# 埼玉西部消防組合議会会議録

## 目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

---

### 議 事

月 日 曜日 議 事

1月24日(火)

○議事日程	3
○副管理者挨拶	7
○開会及び開議の宣告(午後2時01分)	
○議事日程の報告	7
○議会運営委員会委員長報告	7
○会議録署名議員の指名	8
○会期の決定	8
○諸般の報告	8
○管理者提出議案の上程(議案第1号)	10
○提案理由の説明	10
藤本 管理者	
○質 疑	10
○討 論	11
○採 決	11
○管理者提出議案の上程(議案第2号)	11
○提案理由の説明	11
荒幡 消防長	
○質 疑	12
○討 論	12
○採 決	12
○管理者提出議案の上程(議案第3号)	12
○提案理由の説明	12

荒 幡 消防長	
○質 疑	1 4
○討 論	1 4
○採 決	1 4
○管理者提出議案の上程（議案第 4 号）	1 4
○提案理由の説明	1 5
荒 幡 消防長	
○質 疑	1 6
4 番 太 田 博 希 議員	1 7
○討 論	1 9
○採 決	1 9
○一般質問	2 0
1 番 平 井 明 美 議員	2 0
○管理者挨拶	2 8
○閉 会（午後 3 時 0 4 分）	

---

# ○ 招 集 告 示

埼玉西部消防組合告示第1号

平成29年第1回埼玉西部消防組合議会定例会を次のように招集する。

平成29年1月16日

埼玉西部消防組合

管理者 藤 本 正 人

## 記

1 期 日 平成29年1月24日

2 場 所 埼玉西部消防局 講堂

○ 応招・不応招議員

平成29年第1回定例会

応招議員

1番	平井明美	議員	2番	赤川洋二	議員
3番	西沢一郎	議員	4番	太田博希	議員
5番	加賀谷勉	議員	6番	田村秀二	議員
7番	石井幸良	議員	8番	齋藤忠芳	議員
9番	松本明信	議員	10番	青木利幸	議員
11番	杉田忠彦	議員	12番	杉山捷治	議員
13番	永澤美恵子	議員	14番	近藤常雄	議員
15番	中元太	議員	16番	野田直人	議員

不応招議員

なし

平成29年  
第1回  
定例会

# 埼玉西部消防組合議会会議録1号

---

平成29年1月24日（火曜日）

第1日 議事日程

- 1 開 会
  - 2 開 議
  - 3 議事日程の報告
  - 4 議会運営委員会委員長報告
  - 5 会議録署名議員の指名
  - 6 会期の決定
  - 7 諸般の報告
  - 8 管理者提出議案の上程（議案第1号）
  - 9 管理者提出議案の上程（議案第2号）
  - 10 管理者提出議案の上程（議案第3号）
  - 11 管理者提出議案の上程（議案第4号）
  - 12 一般質問
  - 13 管理者挨拶
  - 14 閉 会
-

本日の出席議員 16名

1番	平井明美議員	2番	赤川洋二議員
3番	西沢一郎議員	4番	太田博希議員
5番	加賀谷勉議員	6番	田村秀二議員
7番	石井幸良議員	8番	齋藤忠芳議員
9番	松本明信議員	10番	青木利幸議員
11番	杉田忠彦議員	12番	杉山捷治議員
13番	永澤美恵子議員	14番	近藤常雄議員
15番	中元太議員	16番	野田直人議員

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

藤本正人	管理者	田中龍夫	副管理者
大久保勝	副管理者	小谷野剛	副管理者
谷ヶ崎照雄	副管理者	荒幡憲作	消防長
森田浩之	消防局 企画総務部長	鶴島敏和	消防局 警防部長
江口庸介	消防局 消防署統括監兼 所沢中央 消防署長	浅見重敏	消防局 警防部次長兼 予防課長
加藤孝昭	消防局 警防部次長兼 警防課長	関根義夫	消防局警防部 通信指令 センター長兼 指令管理課長
堀口幸夫	所沢東 消防署長	平本洋明	狭山消防署長
木口勝巳	入間消防署長	松本義夫	飯能日高 消防署長
野本悟	所沢中央 消防署参事兼 消防管理課長	岸文隆	消防局 企画総務部 企画財政課長
粕谷実	消防局 企画総務部 総務課長	大河原治平	消防局 警防部 救急課長

午後 2 時 0 1 分開会

出席議員 16 名

1 番	2 番	3 番	4 番	5 番	6 番
7 番	8 番	9 番	10 番	11 番	12 番
13 番	14 番	15 番	16 番		

欠席議員 なし

地方自治法第 121 条の規定による説明のための出席者

管 理 者	副管理者	副管理者	副管理者
副管理者	消 防 長	消防局企画総務部長	
消防局警防部長	消防局消防署統括監兼所沢中央消防署長		
消防局警防部次長兼予防課長	消防局警防部次長兼警防課長		
消防局警防部通信指令センター長兼指令管理課長			
所沢東消防署長	狭山消防署長	入間消防署長	飯能日高消防署長
所沢中央消防署参事兼消防管理課長	消防局企画総務部企画財政課長		
消防局企画総務部総務課長	消防局警防部救急課長		

### ◎副管理者挨拶

○野田直人議長 皆さん、こんにちは。

本日は、お忙しい中、埼玉西部消防組合議会定例会にお集まりいただき、ありがとうございます。  
います。

着座にて失礼させていただきます。

開会前でございますけれども、ここで、入間市より選出されております副管理者が再任されましたので、御挨拶を願いたいと思います。

田中副管理者。

○田中副管理者 皆さん、こんにちは。

議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶させていただきます。

議員の皆様、また、入間市民の皆様のご理解をいただきまして、昨年10月23日に入間市の市長選があったわけですが、当選させていただきました。11月18日から2期目に就任すると同時に、また当組合の副管理者として就任させていただきました。これからは藤本管理者を支えながら、副管理者と協議しながら、しっかり当組合のために努力してまいりますので、これからは御指導、御協力をいただきますようお願いして、関係市の発展、また、議員各位の活躍を祈らせていただきまして挨拶とさせていただきます。今後ともよろしく願いいたします。（拍手起こる）

○野田直人議長 ありがとうございます。

---

### ◎開会及び開議の宣告

○野田直人議長 ただいまの出席議員は、16名であります。定足数に達しておりますので、これより平成29年第1回埼玉西部消防組合議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

---

### ◎議事日程の報告

○野田直人議長 本日の議事日程については、お手元に配付してありますが、これによって議事を進行させていただきます。

---

### ◎日程第1 議会運営委員会委員長報告

○野田直人議長 議会運営委員会委員長報告を願います。

議会運営委員会委員長、石井議員。

○石井幸良議会運営委員長 平成29年第1回埼玉西部消防組合議会定例会の議事運営につきまして、本日議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

す。

会期につきましては、本日1日とし、議事日程といたしましては、お手元に配付されておりますように、まず会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告を願います。

次に、議案第1号の公平委員会委員の選任について、提案理由の説明、質疑、討論、採決を願います。

次に、議案第2号の条例改正について、提案理由の説明、質疑、討論、採決を願います。

次に、議案第3号の条例改正について、提案理由の説明、質疑、討論、採決を願います。

次に、議案第4号の一般会計予算について、提案理由の説明、質疑、討論、採決を願います。一般会計予算に対する議案質疑通告者は1名となっております。

最後の日程といたしまして、一般質問を行います。なお、通告者は1名となっております。

以上、概要を申し上げましたが、提出されております諸議案が日程のとおり審議の上、決定いただけますよう、皆様の御協力をお願いいたします。

以上で議会運営委員会委員長報告を終わります。

○野田直人議長 以上で、報告を終わります。

---

## ◎日程第2 会議録署名議員の指名

○野田直人議長 次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、

11番 杉田忠彦 議員

14番 近藤常雄 議員

以上2名の方を指名いたします。

---

## ◎日程第3 会期の決定

○野田直人議長 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○野田直人議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

---

## ◎日程第4 諸般の報告

○野田直人議長 この際、諸般の報告を行います。

まず、議長から申し上げます。

埼玉西部消防組合一般会計に係る例月出納検査について、平成28年7月分から11月分までの結果報告が、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員から報告がありました。また、定期監査結果について、地方自治法第199条第9項の規定に基づき、同じく監査委員から報告がありました。その写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承承願います。

ほかに11月9日、10日に実施いたしました行政視察の報告書を配付させていただきましたので、御確認承願います。

次に、専決処分報告について、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、管理者から報告がありました。その写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承承願います。

次に、管理者から議案の提出がありましたので報告をいたします。

書記長に朗読させます。

〔書記長朗読〕

○町田書記長 朗読いたします。

埼玉西消企第141号

平成29年1月24日

埼玉西部消防組合議会

議長 野田直人様

埼玉西部消防組合

管理者 藤本正人

埼玉西部消防組合議会付議事件について

平成29年第1回埼玉西部消防組合議会定例会に付議する事件を次のとおり提出いたします。

議案第1号 公平委員会委員の選任について

議案第2号 埼玉西部消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例

議案第3号 埼玉西部消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第4号 平成29年度埼玉西部消防組合一般会計予算

以上で朗読を終わります。

○野田直人議長 地方自治法第121条の規定による本定例会に議案説明のための出席者については、お手元に配付いたしました一覧表のとおりであります。

議長からの報告は終わります。

続いて、管理者から挨拶を行いたい旨申し出がありましたので、これを許します。

藤本管理者。

○藤本管理者 本日ここに、平成29年第1回埼玉西部消防組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、御健勝にて御参集いただき、御提案いただきました議案について御審議いただきますことに心より御礼を申し上げます。

また、本定例会の提出議案であります。平成29年度の予算を初め、公平委員会委員の選任が1件、条例の改正が2件であります。

予算につきましては、厳しい財政状況の中、限られた財源の効率的配分と、より効果的な消防行政の運営が図れるよう編成してございますので、よろしく御審議いただき、御議決、そして御同意賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○野田直人議長 以上で諸般の報告を終わります。

---

### ◎日程第5 管理者提出議案の上程（議案第1号）

○野田直人議長 議案質疑に入る前に一言申し上げます。

発言される方は、「議長」と声をかけて挙手し、発言してください。答弁者も同様をお願いいたします。

質疑は、内容を端的に述べられ、これに対する答弁も要点を簡明に述べられるよう、特にお願い申し上げます。

それでは、日程第5の議案第1号「公平委員会委員の選任について」を議題といたします。議案の朗読は省略いたします。

---

### ○提案理由の説明

○野田直人議長 提案理由について、藤本管理者から説明を求めます。

藤本管理者。

○藤本管理者 議案第1号「公平委員会委員の選任について」、提案理由の説明を申し上げます。

公平委員会委員、庄 菊博氏の平成29年5月19日の任期満了に伴う後任として、井上孝治氏を選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、この案を提出するものであります。

飯能市の公平委員会委員でもあります井上孝治氏は、人格、識見とも高く、委員として適任と考えております。

なお、経歴等につきましては、議案書裏面記載のとおりであります。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○野田直人議長 以上で説明を終わります。

---

### ○質 疑

○野田直人議長 これより質疑を願います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○野田直人議長 なければ、質疑を終結いたします。

---

○討 論

○野田直人議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○野田直人議長 なければ、討論を終結いたします。

---

○採 決

○野田直人議長 これより採決いたします。

議案第1号「公平委員会委員の選任について」は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○野田直人議長 御異議なしと認めまして、本案は原案のとおり同意と決定いたしました。

---

#### ◎日程第6 管理者提出議案の上程（議案第2号）

○野田直人議長 次に、日程第6、議案第2号「埼玉西部消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

---

○提案理由の説明

○野田直人議長 提案理由について、荒幡消防長から説明を求めます。

荒幡消防長。

○荒幡消防長 議案第2号「埼玉西部消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例」について、提案理由を御説明申し上げます。

議案書の3ページと議案資料の1ページをご覧ください。

「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」が、平成27年9月に交付され、同法第6条の規定により、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が一部改正されることとなりました。

このことに伴い、「埼玉西部消防組合個人情報保護条例」で「行政手続における特定の個

人を識別するための番号の利用等に関する法律」から引用している条項の条ずれを改めるものであります。また、第38条中、定義規定が重複している箇所をあわせて整理するものでございます。

議案資料の3ページに本条例改正の新旧対照表を添えておりますので、参考としていただきますようお願い申し上げます。

以上で、議案第2号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いを申し上げます。

○野田直人議長 以上で説明を終わります。

---

○質 疑

○野田直人議長 これより質疑を願います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○野田直人議長 なければ、質疑を終結いたします。

---

○討 論

○野田直人議長 これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○野田直人議長 なければ、討論を終結いたします。

---

○採 決

○野田直人議長 これより採決いたします。議案第2号「埼玉西部消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○野田直人議長 御異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第7 管理者提出議案の上程（議案第3号）

○野田直人議長 次に、日程第7、議案第3号「埼玉西部消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

---

○提案理由の説明

○野田直人議長 提案理由について、荒幡消防長から説明を求めます。

荒幡消防長。

○荒幡消防長 議案第3号「埼玉西部消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由を御説明申し上げます。

議案書の7ページと議案資料の5ページをご覧ください。

本組合の職員の給与につきましては、国や構成市などの給与制度を勘案し、その制度を策定してきたものですが、構成市を初め多くの団体におきましては、人事院勧告を尊重し、国家公務員の給与改定に準じた内容で改定を行っております。

人事院勧告は、社会経済全般の動向、いわゆる情勢適応の原則に基づき、民間企業の給与の調査結果をもとに、国家公務員の給与を民間給与に均衡させることを基本として行われております。

平成28年8月8日、人事院は国会及び内閣に対しまして、国家公務員の給与について、民間との1人当たりの給与格差708円、0.17%を解消するために、若年層に重点を置きながら、広い範囲の号俸について0.2%の引き上げを実施するよう、加えて、勤勉手当支給率の年間0.1月分の引き上げを実施するよう勧告をいたしました。

このようなことから、本組合といたしましても、厳しい社会経済状況や財政事情ではあるものの、国の改定内容や構成市などの状況等を勘案し、人事院勧告に合わせ、国に順じた改正を行うものでございます。

以下、主な内容について御説明申し上げます。

今回改正となる平成28年度の給料表の改正箇所といたしましては、議案資料の7ページ、「平成28年度給料表」の太枠で囲ってある部分が対象となります。これは、若年層を中心とした広い号給について引き上げる改定となっております。

この資料の右下囲み枠内をご覧ください。

今回の改正の該当者は、1級から9級まで、合わせまして863人中851人が引き上げの該当となります。また、これによる給料表の平均改定率は、0.2%となるものでございます。

なお、この改定を受けまして、議案資料の5ページにございます「2 改定の概要、(2) 初任給」のとおり、大学卒、短大卒及び高校卒がそれぞれ1,500円の増額となります。

改定後の初任給は、大学卒で19万1,700円、短大卒で17万8,200円、高校卒で16万1,700円となるものでございます。

次に、勤勉手当につきましては、同じく「2 改定の概要、(3) 勤勉手当、ア、平成28年度」のとおり、6月支給分は現行どおりとし、12月支給分を0.1月引き上げ、年間支給割合を1.7月とするものでございます。

また、再任用職員につきましても、6月支給分は現行どおりとし、12月支給分を0.05月引

き上げ、年間の支給割合を0.8月とするものでございます。

次に、議案資料の6ページをご覧ください。

上段の「イ 平成29年度以降」でございますが、年間支給割合を1.7月としたままで、6月支給分、12月支給分をともに0.85月とするものでございます。

また、再任用職員につきましては、年間支給割合を0.8月としたままで、6月支給分、12月支給分をともに0.4月とするものでございます。

なお、議案資料の9ページと11ページに本条例改正に伴う新旧対照表を添えておりますので、参考としていただきますようお願いを申し上げます。

以上で、議案第3号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○野田直人議長 以上で説明を終わります。

---

○質 疑

○野田直人議長 これより質疑を願います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○野田直人議長 なければ、質疑を終結いたします。

---

○討 論

○野田直人議長 これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○野田直人議長 なければ、討論を終結いたします。

---

○採 決

○野田直人議長 これより採決いたします。

議案第3号「埼玉西部消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○野田直人議長 御異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第8 管理者提出議案の上程（議案第4号）

○野田直人議長 次に、日程第8、議案第4号「平成29年度埼玉西部消防組合一般会計予

算」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

---

○提案理由の説明

○野田直人議長 提案理由について、荒幡消防長から説明を求めます。

荒幡消防長。

○荒幡消防長 議案第4号「平成29年度埼玉西部消防組合一般会計予算」について、提案理由を御説明申し上げます。

初めに、平成29年度埼玉西部消防組合一般会計予算の1ページをご覧ください。

第1条 歳入歳出予算であります。歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ97億5,095万5,000円となります。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページ及び3ページ、「第1表 歳入歳出予算」のとおりでございます。

第2条 地方債であります。起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、4ページ「第2表 地方債」のとおりで、限度額の総額は2億4,420万円となります。

第3条 一時借入金であります。借り入れの最高額は5億円でございます。

次に、議案資料13ページからの「平成29年度埼玉西部消防組合当初予算案について」に基づき御説明を申し上げます。

17ページをご覧ください。

平成29年度は、7項目の事務事業を重点事業と位置づけて予算を編成しています。

次に、19ページをご覧ください。

平成29年度歳入歳出予算額は、前年度と比較し4億6,139万円の減額となっております。この主な要因といたしましては、元金償還金8,876万2,000円の増額、消防施設管理事業4,581万3,000円の増額、消防車両管理事業3,155万9,000円の増額、消防救急無線維持管理事業2,117万円の増額、内部情報システム維持管理事業1,530万9,000円の増額及び通信指令システム維持管理事業1,269万1,000円の増額に対して、消防施設整備事業3億4,019万3,000円の減額、車両更新整備事業1億1,240万1,000円の減額、人件費1億433万3,000円の減額及び広域応援体制整備事業8,915万8,000円の減額によるものでございます。

次に、22ページ、「事業別の予算額」をご覧ください。

こちらの表は、本組合の全事業を歳出科目・目別に分類し、各事業費を消防局と消防署ごとに示したものでございます。

次に、23ページをご覧ください。

各事業のうち、平成29年度の主な事業内容等について御説明を申し上げます。

議会運営事業につきましては、議会に要する経費を予算計上しております。

人件費につきましては、1億433万3,000円の減額となっております。この主な要因といたしましては、負担金率の引き下げが予定されている埼玉県市町村職員共済組合負担金7,317万7,000円の減額が大きく影響しているものでございます。

次に、25ページをご覧ください。

職員研修事業につきましては、埼玉県消防学校及び消防大学校への入校経費、職員の資格取得に係る経費を計上しております。

車両更新整備事業につきましては、第一線車両として、狭山消防署富士見分署、入間消防署藤沢分署及び西武分署の消防ポンプ自動車、所沢中央消防署の査察車、消防局総務課及び指令管理課の連絡車を更新します。

なお、狭山消防署富士見分署の消防ポンプ自動車につきましては、国庫補助金制度を活用し、経費の節減を図る予定でございます。

次に、28ページをご覧ください。

消防活動事業につきましては、火災、救助及びその他の災害に対応するための備品等の購入経費を計上しております。

次に、29ページをご覧ください。

救急車両更新事業につきましては、所沢東消防署柳瀬分署、狭山消防署広瀬分署及び入間消防署の高規格救急自動車を更新します。

次に、31ページをご覧ください。

内部情報システム維持管理事業につきましては、事務系ネットワークシステムの機器調整手数料を計上しております。

消防施設整備事業につきましては、大規模災害等が発生した際、迅速な出場体制を確立するため、消防組合消防・防災資器材倉庫を建設します。

また、入間市の単独負担金により、平成29年度、30年度の2年間で整備する入間消防署A棟の耐震対策は、設計業務委託の事業費1,684万7,000円を計上しております。

次に、32ページをご覧ください。

消防施設管理事業につきましては、消防局・所沢中央消防署の改修工事、所沢東消防署富岡分署の下水道配管工事、狭山消防署訓練塔の塗装改修工事を行います。

以上で、議案第4号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○野田直人議長 以上で説明を終わります。

---

○質 疑

○野田直人議長　これより質疑を願います。

太田議員。

○太田博希議員　議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして順次質問させていただきます。

まず、一般会計予算書の11ページ、議案資料の20ページになります。

一般会計予算、歳入のうちの分担金及び負担金についてお伺いいたします。

平成29年度の予算額の歳入のうち、分担金及び負担金につきましては94億8,465万円が計上されておりますが、市負担金につきましては、毎年多額の精算金が構成市に返還されております。ちなみに28年度につきましては3億1,739万7,941円の返金となっております。広域消防となりましてから4年が経過している中で、予算編成時におきましてはどのような調整を行っているのでしょうか、所感をお示してください。

続きまして、2点目ですが、市の負担金のうち、派遣職員給与についてお伺いいたします。

各市については同額で915万1,000円が計上されておりますが、この構成市への派遣職員の負担金の算出根拠につきまして、その見解をお示しいただけたらと思います。

あわせて、派遣職員負担金につきましては、派遣職員の職位や構成市の業務内容などによりまして予算が不足することが当然考えられます。そのような実情と今後の対応について、お伺いしたいと思います。

4点目、1回目の最後の質問になりますが、これは一般会計予算書の37ページから39ページ、議案資料の26ページにあります車両管理事業についてお伺いいたします。

この議案資料を見ますと、現在7台で運用しておりますはしご付消防自動車のうち2台を削減するということではありますが、今後の活動に支障はないのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

以上でございます。御答弁をよろしくお願いたします。

○野田直人議長　ただいまの質疑に対して、森田企画総務部長に答弁を求めます。

森田企画総務部長。

○森田企画総務部長　それでは、企画総務部所管の質疑につきましてお答えを申し上げます。

初めに、予算編成における市負担金の調整についてでございますが、市負担金における返還金の主な内容につきましては、予算執行における契約差金が多くを占めております。

例を挙げさせていただきますと、消防救急無線デジタル化事業や庁舎の修繕工事費など、その年度の固有の事業費が返還金の増減に大きく影響しているところでございます。

また、本組合の予算におきましては、消防費という特性上、災害出場における人件費の特殊勤務手当や時間外勤務手当を初め、出場に比例して増加してしまう予算もあることから、一定の含みを持たせた予算額を計上しなければならないのが実情でございます。

そうした中、平成29年度の予算編成につきましては、広域化による効果をより確かなものにするため、費用対効果を念頭に置きながら、業務委託や装備品の統一的な見直しを図るとともに、事業費の見積もりについてもより精査した予算計上としております。

また、組合予算額の多くを占める人件費につきましては、前年度実績や決算額をより意識した予算計上に努めているところでございます。

なお、予算を調整する過程におきましては、各構成市の財政所管課とのさまざまな調整を図りながら予算計上に至っておりますので、今後につきましても最少の経費で最大限の効果が発揮できるよう努めてまいりたいと考えております。

続きまして、構成市の派遣職員負担金の算出根拠についてでございますが、派遣職員負担金は、予算積算時には具体的な派遣者が確定しておりません。このことから、実績ではなく、見込み額において負担金を算出しております。見込み額の算定根拠といたしましては、副主幹級の職員を想定いたしまして、管理職手当、扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当及び児童手当の支給があるものとして本組合の規定に基づき算出いたしまして、これに共済組合等負担金を合算した金額を派遣職員負担金として計上しております。

次に、派遣職員負担金の実情と対応についてでございますが、派遣職員の負担金は見込み額を予算計上しておりますので、実際に派遣されました職員の職位や家族状況、諸手当の実情により不足が生じることも考えられます。こうしたことから、本組合から四半期ごとに給与等の支払い実績を構成市にお示ししまして、不足が生じるおそれがある場合には年度内に補正予算にて対応していただくようお願いしているところでございます。

企画総務部所管は以上でございます。

○野田直人議長 次に、鶴島警防部長に答弁を求めます。

鶴島警防部長。

○鶴島警防部長 警防部が所管をいたしますはしご付消防自動車の削減に伴う今後の活動支障についてお答えいたします。

国が示します消防力の整備指針によりますと、出場から現場での活動開始まで30分未満で完了することを基準としまして、当該地域に中高層建築物のある全ての消防署に配置することから、本組合のはしご車の基準台数は5台となります。また、平成27年2月、一般財団法人消防科学総合センターにおいて、組合管内における道路状況、災害発生状況のデータをもとに、管内で発生する災害に最も効率的に対処できる消防力の適正な配置を分析、検討しました「埼玉西部消防組合消防力適正配置調査」におきまして、基準数を5台と定め、運用効果を検討しましたところ、平均走行時間が10分以内に到着できる中高層建築物が99%、15分以内では100%であり、到着率にはほとんど変化がなく、十分機能を発揮できる結果を得ております。今後の活動には支障はないと考えます。

以上でございます。

○野田直人議長 答弁は以上です。

太田議員。

○太田博希議員 御答弁ありがとうございました。

もう1点だけお伺いしたいと思います。

今、はしご車の今後の活動につきましては支障がないということで御答弁をいただきまして安心したところでございますが、このはしご付消防自動車の今後の広域内の配置についてはどうなのでしょう、その点、お伺いいたします。

○野田直人議長 ただいまの質疑に対し、鶴島警防部長に答弁求めます。

鶴島警防部長。

○鶴島警防部長 お答えいたします。

はしご付消防自動車の配置につきましては、「埼玉西部消防組合消防力適正配置調査」の結果に基づきまして、組合内の5つの消防署に配置をし、5台体制として運用することといたします。平成29年度には、「埼玉西部消防組合車両管理要綱」に基づくはしご車の更新期間であります20年を経過する人間消防署藤沢分署配置の15メートル級はしご付消防自動車を廃車し、削減をいたします。また、同じく運用開始から20年を経過します飯能日高消防署配置の30メートル級はしご付消防自動車につきましては、廃車をし、新規車両を購入せず、狭山消防署広瀬分署配置の30メートル級はしご付消防自動車を飯能日高消防署に配置がえを行い、運用をいたします。

以上でございます。

○野田直人議長 答弁は以上です。

以上で、太田議員の議案質疑は終了いたしました。

他にありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○野田直人議長 なければ、質疑を終結いたします。

---

#### ○討 論

○野田直人議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○野田直人議長 なければ、討論を終結いたします。

---

#### ○採 決

○野田直人議長　これより採決いたします。

議案第4号「平成29年度埼玉西部消防組合一般会計予算」は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○野田直人議長　御異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第9　一般質問

○野田直人議長　次に、日程第9、一般質問に移ります。

一般質問に入る前に一言申し上げます。

質問者におかれましては、その内容を端的に述べられ、また、これに対する答弁も要点を簡明に述べられるようお願いいたします。

なお、タイマーが置かれておりますが、質問、答弁を含めて30分です。3分前にブザーが鳴りますので、御了承願います。

それでは、埼玉西部消防組合に対する一般質問を行います。

質問通告者は平井議員1人であります。お手元に配付してあります通告書のとおり、順次質問を許します。

平井議員。

○平井明美議員　最初に、各分署の職員体制についてお伺いします。

消防力の整備指針をいただきまして、よく読みました。大体申しますと、多様化する災害における人命救助を的確に実施する救助体制の強化として、市町村の目標とすべき消防力の整備水準ということで水準が示されているものと理解しました。

簡単に、現在の各分署の配置表というのをいただきまして、そこから質問するんですけども、これまで所沢市は日勤2人、あと3交代で11名体制で、合計35名が分署で対応しておりました。ところが、狭山市、入間市、それぞれ旧の広域前の単独消防は何人かということも調査をしまして、狭山市は3つの分署がありますけれども、24人体制、入間市も2カ所で24人、稲荷が22人、日高が24人でそれぞれ2交代だったと思います。名栗、吾野が2交代で16名体制、それから、高萩が18名体制ということで、私も全部簡単に計算できたのでしてみましたのんですけども、所沢市は28名減っておりますけれども、狭山市は広域後9人プラスになったということとか、入間市は5人プラス、稲荷はマイナス1人で、日高がプラス1、名栗がプラス3、吾野がプラス3、高萩がプラス4ということで、所沢市の減った分がそれぞれ散っているのかなという感想を持ったのんですけども、確かに減っているというのがわかりました。

もう一つ資料をいただいたんですけども、平成28年度の分署別災害出動件数、これも全

部の出動件数が書いてありまして、1位は入間の藤沢分署で2,821回でした。2位が狭山の富士見分署で2,563回、3番が所沢の山口分署で2,375回、4番が広瀬、2,341、5番が所沢三ヶ島の2,329、6番が富岡の1,911で、ちょっと下のほうも読み上げてみたいのですが、場所によって回数は違うと思うのですが、日高が1,595回、高萩が1,239回、名栗が459回、吾野が355回でした。

私はこれを見て思ったのですが、職員体制の充実というのは、整備指針にもあるようにやはり災害出動件数に応じてやるべきではないかと感じておりますけれども、その辺の御見解をまず消防長にお伺いします。

○野田直人議長 答弁願います。

森田企画総務部長。

○森田企画総務部長 まず、1点なんですけれども、確かに分署のほう、削減しているところと増加しているところがございます。ただ、限られた人員、より効果的に、より災害に対応でき、より効率的に活動ができるかを検討した結果によって配置をしております。

議員がおっしゃっておられます所沢市の分署の分がほかのほうにいつているのではないかとのお話なんですけれども、それはございません。

現在、所沢署をお話ししますと、所沢署、広域前は、本署のほうは当直20名、東消防署のほうは19名でございました。今は本署のほうは25名当直しております。東署のほうは24名当直しております、全体的からいいますと分署のほう2名減ということで、3交代ですので、6名、4分署にて6×4、24名です。本署につきましては5人ずつふやしておりますので、5人で3交代で、5×3、15名、2署あるので30名ということで、今おっしゃっているとおり、ほかのところではなくて、本署のほうを強化しているというところでございます。

いいですか、続けてちょっとお話ししたいのですが、それで本署のほうの強化の考え方なんですけれども、整備基準のほう、これは正直、基準とは乖離しております。その中でいかにどこを強化するかという中で本署を強化したところでございまして、本署の強化の5名分というのは、まず1名分というのは指揮隊というのがございます。指揮隊が広域前は2名対応しております、これが機関員と大隊長、その2名で対応しています。それに1名を足しております。

その効果というのは、現場に着きますと機関員は指揮本部を立ち上げて、指令センターとの無線のやりとりをします。大隊長は1回火災現場を回りまして、その中で活動方針を決めます。もう1名の大事なところというのは、出火した人の家人等の情報収集とか、そういう部分ができるということで、これはメリットになっております。

○野田直人議長 平井議員。

○平井明美議員 今、る説明がありましたけれども、現場は例えば今おっしゃったような

体制でも、休まなくてはいけないので、常時9名いるとは限らないのですね。1人休んだり2人休んだりすると7人体制とかでもって人が足りなくなってしまうわけですよ。今までは11名おりましたので、休んでも回っていきました。それができなくなっている現状はつかんでいらっしゃると思うんですけども、先ほど私申し上げましたけれども、例えば名栗、吾野のほうは災害出動が月にすれば38回とか29回ですよ、月にすれば。ところが、先ほどの藤沢でいうと月にすると235回、あるいは富士見は213回、所沢でも197、195、194と、200回近い出動があるわけですね。その出動回数と、例えば山岳部のほうの38回とか29回から比べれば、全く出動回数が違うわけですね。そこを勘案してやるべきではないかということについて質問しておりますので、その辺のところはきちんとお答えください。

○野田直人議長 答弁願います。

森田企画総務部長。

○森田企画総務部長 おっしゃる部分はわかります。ただ、名栗分署のほうもやはり7名の当直ということで、勤務体制はやはり夏休とかございます。そうしますと、この7名の中では必要最低限の人員ということで配置をしております。

所沢の分署につきましては11名のところ9名というお話でございますけれども、実際受付勤務を残していませんので、実際には10名で対応しておりました。今は9名でございます。

1名減というところで、その辺の不安があるのかもしれませんが、実際は消防隊と救急隊ということで、5名、3名、あるいは4名、4名ということで、救急隊のほうはポンプ車を乗りかえ運用しております。ですので、出動体制につきましてはそこで確保しているということでございます。

○野田直人議長 平井議員。

○平井明美議員 先ほどからそういう言いわけをしているんですけども、実際には人が足りないということでは、私たちは広域消防になってから人は充実するんだとさんざん議会でも説明を受けてきました。でも実際に起きている問題をきちんと把握されて、今初動体制が崩れるようなこともありますので、もう一度、この体制については私はきちんと出動回数、あるいは人口の大きさとか勘案しながらやるべきではないかということをご指摘をして、次の質問にまいります。

次は人事異動の問題ですけども、これは基準はどういうものか、お示してください。

○野田直人議長 答弁願います。

森田企画総務部長。

○森田企画総務部長 答えいたします。

まず、人事異動の基準でよろしいですね。

○平井明美議員 はい。

○森田企画総務部長　それにつきましては、明確な基準は設けてございません。

人事異動の考え方でございますが、組織の充実・強化、複雑多様化する災害や市民ニーズに対応することを目的に、職員が培ってきた知識や技術を最大限に活用するために、職歴や経験年数、業務に必要な資格取得等の状況などを考慮しまして、適材適所に職員を配置することを基本に行っているものでございます。

なお、本組合につきましては、年1回、4月1日の人事異動ということを実施しております。

以上でございます。

○野田直人議長　平井議員。

○平井明美議員　平成27年度とか28年度のいろいろ名簿をいただいて気がついたんですけども、例えば先ほど部長のほうから答弁がありましたけれども、災害のところですね。災害のところは一番本署でも大事な部分なんですけれども、その平成27年度と28年度を比べますと、職員のバランスが、いろいろな市から来ているので仕方がないと言いながら、27年度は狭山、入間、所沢、そろっていたんですけども、28年度は狭山市が何で多くなっているということではバランスが悪いのではないかと感じましたので、基準があるのかなと聞いてみました。基準がないということですので、今後気をつけていただきたい。この質問はそれで終わります。

次に、続きますけれども、そうしますと今度は昇級人事です。これも何か基準があるのでしょうか。ちょっとこの辺のところは私はよくわからないので、筆記と面接とかあると思うんですけども、何か基準があれば教えてください。

○野田直人議長　答弁願います。

森田企画総務部長。

○森田企画総務部長　昇任の基準でございますが、埼玉西部消防組合職員任用規則がございます。そこに職員の昇任は競争試験、または人事評価に基づく選考によらなければならないと定めておりますので、このことから昇任試験は競争試験ということとさせていただきます。

なお、競争試験のほうをやっているのは、主査試験、課長補佐試験——副主幹ですね。それと課長試験でございます。

以上でございます。

○野田直人議長　平井議員。

○平井明美議員　昇任試験について、面接が主になるのか、それとも筆記のほうの点数で決まるんですか。

○野田直人議長　森田企画総務部長。

○森田企画総務部長 職によって試験が違いますので、御説明させていただきます。

まず、課長試験の試験内容でございますが、一次試験としまして筆記試験をしております。それともう一つ、記述試験、これは資料読解といまして、資料を渡されて、それに対する報告書とか、そういうものを作成する試験を行っております。二次試験は論文と面接でございます。

副主幹——課長補佐試験につきましては、一次試験としては筆記試験をやっております。二次試験につきましては論文試験と面接試験、主査試験でございますが、筆記試験、論文試験、術科の試験のほうをやっております。

いずれも筆記の試験、論文試験は業者に問題の作成、採点を委託している状況でございます。

以上でございます。

○野田直人議長 平井議員。

○平井明美議員 ぜひ職員にもわかるような形で透明化を求めていきたいと思っております。

3つ目になりますけれども、公益通報者保護ということでもって、これはどういう認識を持っているのか、消防長に伺います。

○野田直人議長 答弁願います。

荒幡消防長。

○荒幡消防長 お答えいたします。

公益通報者保護制度は、公益のために通報を行った労働者に対する解雇等の不利益な取り扱いを禁止する制度であり、法の趣旨からも、通報を行った者に対し不利益があってはならないと認識しております。

以上でございます。

○野田直人議長 平井議員。

○平井明美議員 私、ある情報を入手しました。ちょっと読み上げていきたいと思っております。

消防局長の名前でできております。

平成28年第3回所沢市議会定例会に係る調査について（通知）

9月6日から9月30日までを会期として平成28年第3回所沢市議会定例会が開催されているところである。14日の本会議において、平井議員から、本組合の消防行政に係る事項に対し一般質問があったところである。については全職員を対象に、当該一般質問に係る事項に関し、下記のとおり調査を実施するので通知する。

記

1、調査事項 別紙は、平井議員から本組合に関する一般質問の一部について抜粋したものであるが、その内容は議員の発言内容から、本組合職員の情報提供をもとに質問されたもの

のになっている。このため、別紙（一般質問に掲げる内容）が本組合職員からの情報提供によるものか否かについて調査を実施する。

2、対象者 全職員、消防吏員のみを対象に実施するものとし、消防学校等の研修機関へ出向中の職員及び休業中の職員についても調査対象に含むものとする。

なお、所属長は、自署所属の職員が漏れなく本調査を実施したことを確認すること。

3、回答期日 9月20日午前9時まで。

4、回答方法 別紙一般質問にかかわる内容について、平井議員に情報提供した者が直接下記担当宛て電子メール、サイボウズメール、または電話で申し出るものとする。

なお、所属長等への報告は確認した旨の報告のみとし、情報提供の有無についての報告は必要ないものとする。

こういうものをいただいたんですけれども、これは先ほど消防長が答えられた公益通報者保護法に抵触しているのではないかという思いが私はするんですけれども、その件についてどうでしょうか。

○野田直人議長 答弁願います。

荒幡消防長。

○荒幡消防長 今回の調査でございますけれども、今おっしゃられたような公益通報の制度について抵触しているというようなことでは考えてございません。

以上でございます。

○野田直人議長 平井議員。

○平井明美議員 これは私も厚生労働省の公益通報者保護法施行に当たって各市町村に取り扱い要綱がきているんですね。これを読みますと、公益通報者の保護を図るものとして、事業所及び市の法令遵守、コンプライアンスを推進することを目的とする。ここに対して、私たち議員というのは現場主義と言いますか、必ず現場に行って物事を聞いてから質問するというのが私たちの日常の生活なんですね。それに対してこういったものがくるということは職員を萎縮させてしまうものではないかということで、疑心暗鬼になってしまう。誰が言ったのだとか、私はこういうことがあるのは知りませんでしたけれども、こういったものを一々通達をしてやるということは、まさにこれは、消防長は抵触してないと言うけれども、私は抵触しているのではないかということと、一つは職員を萎縮させてしまう、非民主的だろうと思っておりますけれども、それについてはどうですか。

○野田直人議長 答弁願います。

荒幡消防長。

○荒幡消防長 今回の関係につきましては、大変重要な案件というようなことで判断したことから、事実関係を確認するために調査したものでございます。

以上でございます。

○野田直人議長 平井議員。

○平井明美議員 管理者に聞きますけれども、管理者はどのような見解と、このことについてどう思っていますでしょうか。

○野田直人議長 答弁願います。

管理者。

○藤本管理者 平井議員が最終的には削除された部分の質問でございます。なぜ削除されたかというのを含めてお考えいただきたいと思うんですけれども、議場の中で発言をされました。非常にゆゆしき御指摘をいただいたわけであります。そしてこんな状態なんだから、だから埼玉西部消防組合をまたもとのように個別の消防に戻せという御趣旨での御質問でありました。余りにもゆゆしき、許されざる事態でありますので、それが本当ならば、きちんと対処しなければなりません。きちんと議会で発言されたものでありますから、それについてきちんと対応しなくてはいけないということで、その確認を局長はいたしました。

ということでありますので、御指摘のような公益通報者保護制度に反するということはありませんし、議会でそれを御指摘されたからこそ、こちらはきちんと対応しなければならなかったということであります。

以上です。

○野田直人議長 平井議員。

○平井明美議員 管理者の中でくしくも事実かどうかを確認するという言葉が出ました。それが職員を萎縮させて、この公益通報者保護法に違反をしていると私は思うんです。ですから、本来ならば、そういうことはしてはいけないことだと思うんですけれども、その認識があったかどうか、管理者に聞きます。

○野田直人議長 答弁願います。

藤本管理者。

○藤本管理者 これを職員に聞いたのは私ではありませんので、何とも申し上げることはできませんが、しかし、議会でこういうような事実があったので、消防としてはだめであるという御指摘を受けて、そういうことが文言にのりました。ですので、それについてはきちんと対応しなければいけないと思います。対応するに当たって、埼玉西部消防組合は5つの市が一緒になって、そして最初のうちはいろいろなことがあったとしても、もう4年間組合として職員を採用してもおります。この5つの市一体となって、みんなで自分たちの地元だという愛郷精神でこの地域を守ろうということで、より早く、より強く、より効率にを目指してみんなで努力をしているところであります。そうした中で御指摘をいただいたわけですから、これをきちんと確かめて、そしてそれに対応しなければいけないということであります。

萎縮をする、しないということはそれは問題にされるべきものでなく、きちんと御質問に対応しなければいけないということが重く見られなければいけないと思っています。

以上です。

○野田直人議長 平井議員。

○平井明美議員 これは指摘をしておきますけれども、事実のほうをきちんと調べていただくことを求めて、次の質問にまいります。

最後の質問になりますけれども、最後は、地方自治法が改正されて、これは所沢市議会ではほかの議員さんも質問されているからちょっと確かめたいと思って取り上げました。

地方自治法が改正されまして、協議会から脱退手続が変わったと聞くのですけれども、どこがどのように変わったのか、お示してください。

○野田直人議長 答弁願います。

森田企画総務部長。

○森田企画総務部長 お答えいたします。

一部事務組合の脱退の手続につきましては、平成24年に改正され、翌年3月に施行されました地方自治法の一部改正によりまして、それまでの全ての構成団体の議会の議決を経た協議が整わなければ脱退できなかった仕組みから、脱退しようとする団体の議会の議決を経て、脱退する日の2年前までに、他の全ての構成団体に書面で予告することにより脱退できる仕組みに改めました。

この改正の趣旨であります。脱退の手続を緩和することによりまして、地方公共団体相互の協力の制度をより主体的、弾力的な使いやすい制度とすることで、新たな広域連携の取り組みを促進しようとする目的で改正されたものでございます。

以上でございます。

○野田直人議長 平井議員。

○平井明美議員 わかりました。2年前に予告をすればということです。それは市長の側と議会の側と両方あるんですけれども、例えば議会のほうというのは決議を上げるとか条例を改正するとか、どういう方法なんでしょうか。そのことも含めてお答えください。

○野田直人議長 答弁願います。

森田企画総務部長。

○森田企画総務部長 お答えいたします。

改正後の地方自治法第286条の2第1項におきましては、単に議会の議決を経てと規定されておりますので、議案の議員提出権から除かれているものではないと考えております。

今脱退手続の質疑でございますが、一言ちょっとお話をさせていただきたいのですけれども、広域消防組合として、当組合は全国で20番目、県内2番目という組織になりました。広

域にしたことによりまして財政面のメリットも確認できました。また、消防力の強化も図れております。また、業務の幅が広がりまして職員のモチベーションが上がっているところでございます。また、救急体制も強化できまして、ちょっと所沢の例でいいますと、所沢市の救急出場場所に狭山署とか入間署のほうから年間880件出動しております。これは直近出場ということで、メリットがかなり出ている。他市も同様でございます。

旧所沢のときは年間約200件、待機救急車がなくなっている状況がございました。今はそれはございません。そういうメリットも出ておりますので、今後職員が一丸となって、構成市民の安全・安心のために職務に邁進していきたいと思っておりますので、よろしく御協力をお願いいたします。

以上でございます。

○野田直人議長 答弁は以上です。

平井議員。

○平井明美議員 よくわかりました。広域消防になって4年目ですけれども、私は本当に職員の皆さんが頑張っているのをよく知っております。

これで質問を終わります。

○野田直人議長 以上で、平井議員の一般質問を終わります。

---

#### ◎管理者挨拶

○野田直人議長 ここで、管理者から挨拶を行いたい旨申し出がありましたので、これを許します。

藤本管理者。

○藤本管理者 平成29年第1回埼玉西部消防組合議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、御提案申し上げました4議案につきまして、それぞれ原案のとおり可決、御同意いただきまして、厚く御礼を申し上げます。

皆様からいただきました御意見、御要望につきましては、調査研究をさせていただき、今後の組合運営に反映させてまいりたいと存じます。

結びに、議員各位におかれましては、健康に十分御留意いただき、今後とも消防行政進展のため、そして5市の市民の安心・安全のため御尽力いただきますようお願い申し上げます。閉会に当たりましての御礼の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

---

#### ◎閉会の宣告

○野田直人議長　ありがとうございました。

これで付議された事件は全て議了いたしましたので、会議を閉じます。

これをもって平成29年第1回埼玉西部消防組合議会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後3時04分閉会

---

職務のため議場に出席した職員の職氏名

消防局次長（書記長） 町 田 昭

企画財政課副主幹（書記） 黒 沢 知 邦

企画財政課主査（書記） 長 岡 修一郎

企画財政課主査（書記） 大 野 彰

議 長	野 田 直 人
署名議員	杉 田 忠 彦
署名議員	近 藤 常 雄